

平成25年度

観光地域ブランド確立支援事業

**【公募要領】**

**【問い合わせ及び受付期間】**

平成25年3月27日（水）～平成25年4月19日（金）

受付時間 9：30～17：00（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日）

**【問い合わせ先】**

応募を希望する者は事前に下記までお問い合わせください。

観光庁 観光地域振興部 観光地域振興課

TEL：代表 03-5253-8111／内線 27-714、27-716、27-718

直通：03-5253-8328／FAX：03-5253-8930

**【応募書受付先】**

\* 詳細は、P6を参照して下さい。

平成25年3月

観光庁

## 観光地域ブランド確立支援事業公募要領

平成25年度観光地域ブランド確立支援事業に係る補助金（以下「補助金」という。）について、公募を行いますので、交付を希望される方は、下記に基づき応募されるようお願いいたします。

### 1. 本補助金制度について

#### (1) 制度の目的

この補助金は、ブランド確立に取り組む観光地域について、国が設置した検討会（以下「第三者委員会」という。）の推薦に基づき、ブランド確立に向けた戦略的な取組に要する経費の一部を国が補助することにより、国内外から選好される魅力ある観光地域づくりを促進し、もって観光旅客の来訪及び滞在の促進による地域の活性化を図ることを目的とします。

#### (2) 補助対象事業者

補助対象事業者は、補助対象経費の内容に応じて次のいずれかとします。

### ア 観光地域ブランド基盤づくり支援

- ① 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（以下「観光圏整備法」という。）及び観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針（平成24年12月27日農林水産省・国土交通省第2号）（以下「基本方針」という。）に基づき作成され、観光圏整備法第8条第3項の認定を新たに受けた観光圏整備実施計画に記載されている観光地域づくりプラットフォームである法人で、以下の要件を全て満たしているもの。

イ 定款、寄付行為に類する規約等を有すること。

ロ 団体活動の本拠としての事務所を有すること。

ハ 団体の意思を決定し、執行する組織が確立され、責任体制が明確であること。

ニ 代表者が経理し、それを監査する等の会計体制を有すること。

ホ 観光圏整備実施計画において記載されている主たる滞在促進地区が存する市町村内に所在していること。

ヘ ブランド戦略を策定するために必要となる能力を有する観光地域づくりマネージャーを構成員としており、当該観光地域づくりマネージャーのマネジメントの下、補助対象事業を実施する体制を構築していること。

- ② ①と同等の組織

### イ 観光地域ブランド確立支援

- ① 観光圏整備法及び基本方針に基づき作成され、観光圏整備法第8条第3項の認定を受けた観光圏整備実施計画に記載されている観光地域づくりプラットフォームである法人で、以下の要件を全て満たしているもの。

イ 定款、寄付行為に類する規約等を有すること。

ロ 団体活動の本拠としての事務所を有すること。

ハ 団体の意思を決定し、執行する組織が確立され、責任体制が明確であること。

ニ 代表者が経理し、それを監査する等の会計体制を有すること。

ホ 観光圏整備実施計画において記載されている主たる滞在促進地区が存する市町村内に所在していること。

ヘ ブランド戦略に基づく事業実施に当たって必要となる能力を有する観光地域づくりマネージャーを構成員としており、当該観光地域づくりマネージャーのマネジメントの下、補助対象事業を実施する体制を構築していること。

- ② ①と同等の組織

## 2. 補助対象事業の選定

応募者より提出された応募書等をもとに、主に以下の観点について、第三者委員会において審査の基準に基づき審査を行った上で推薦する案件を選定します。これを踏まえ、国土交通省（観光庁）が補助対象案件を決定します。

委員会は主として外部有識者から構成し、応募者から提出された応募書類等の内容について書類審査及び必要に応じてヒアリング審査を行い、それらの評価結果を基に優秀と認められる案件を選定するものとします。審査は非公開で実施するものとします。なお、ヒアリング審査に際し、出席しなかった場合は、応募を辞退したものとみなします。

審査の経過は通知しないものとします。また、問合せにも応じないものとします。なお、提出された応募書類等の審査書類は返還しないものとします。

### ア 観光地域ブランド基盤づくり支援に係る経費補助

(1) 事業に取り組む地域の状況について、以下の全てを満たしていること。

- ① 地域の自然・歴史・文化等に根ざした「独自の価値」があること
- ② 当該価値が、他地域と差別化されていること
- ③ 当該価値を表現した「コンセプト」が策定されていること
- ④ 当該価値を形成する地域の資産の保全・活用の取組を行っていること
- ⑤ 地域の複数の滞在コンテンツ案が、来訪者が当該地域でブランドのコンセプトを体感できる魅力的なものであること

(2) 補助申請年度の事業内容について

ブランド戦略策定のために必要な事業（ブランドのコンセプトの磨き上げ、ブランドのコンセプトを来訪者が体感できる滞在プログラムの企画、滞在プログラムの実施に当たっての課題の抽出及び当該課題を解決するために必要な事業の方針策定、主たる滞在促進地区の魅力を向上するために必要な事業の方針策定、観光地域のブランド確立のために必要となるブランドの管理を行う事業の方針策定等）を計画していること

(3) 事業実施主体について

観光地域づくりプラットフォームを構成する観光地域づくりマネージャー全員が、ブランド戦略策定に必要な能力を担保するために観光庁が実施する観光地域づくりマネージャーの育成に係る研修を受講し、修了していること

### イ 観光地域ブランド確立支援に係る経費補助

(1) 事業に取り組む地域の状況について

以下の全てを満たしていること。

- ① 地域の自然・歴史・文化等に根ざした「独自の価値」があること
- ② 当該価値が、他地域と明確に差別化されていること
- ③ 当該価値を表現した「コンセプト」が策定されており、地域のブランド確立の方向性が明確となっていること
- ④ 当該価値を形成する地域の資産について保全・活用の取組を行っていること
- ⑤ 地域を回遊する複数の滞在プログラム案が、来訪者が当該地域でブランドのコンセプトを体感できる魅力的なものであること

(2) 補助申請年度の事業内容について

ブランド戦略に基づく事業（主たる滞在促進地区を起点とする滞在プログラムの実施するに当たっての課題を解決するために必要な事業、主たる滞在促進地区の魅力を向上するために必要な事業、観光地域のブランド確立のために必要となるブランドの管理を行う事業、上記以外の事業で、ブランド確立のために必要な事業）を計画していること

### (3) 事業実施主体について

観光地域づくりプラットフォームを構成する観光地域づくりマネージャー全員が、ブランド戦略に基づく事業実施に必要な能力を担保するために観光庁が実施する観光地域づくりマネージャーの育成に係る研修を受講し、修了していること

## 3. 補助対象事業及び補助対象経費の留意事項

この補助金の補助対象事業の区分、補助対象事業者、補助対象経費、補助率等、補助対象期間及び金額の額の確定方法は、観光地域のブランド確立に向けて行う交付要綱別表1のとおりとし、下記の点に留意し、補助事業を行うこととなります。

- (1) 補助対象事業については、それぞれの個別事業がブランドの確立に寄与するものでなければならないものとします。
- (2) 応募書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して応募しなければなりません。ただし、応募時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではありません。
- (3) 補助事業を行うにあたり特別会計等の区分経理を行って下さい。補助対象経費は本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとなります。
- (4) 国が助成する他の制度(補助金、調査費等)と重複する事業は、補助対象外となります。
- (5) 交付決定日前に見積、発注、購入、契約等実施したものは、補助対象経費として計上できません。
- (6) 補助対象事業において、参加者からの料金収入等を徴収して事業を行う場合については、収入額として計上し補助対象経費から減額することとなります。
- (7) 補助対象事業について、事後評価を実施することとします。

## 4. 応募手続き等の概要

### (1) 応募受付先及び問い合わせ先

応募受付先及び問い合わせ先は、原則その地域を管轄する地方運輸局(沖縄県においては、沖縄総合事務局) (以下「地方運輸局等」という。)とします。

### (2) 受付期間

平成25年3月27日(水)～平成25年4月19日(金)(17:00必着)

(土曜日・日曜日・祝日を除く) 受付時間: 9:30～17:00

(注) 郵送の場合は、受付最終日の17:00までに必着するよう提出してください。

### (3) 提出書類

下記表1で定める提出書類をP6各地方運輸局企画観光部観光地域振興課(沖縄県においては、沖縄総合事務局運輸部企画室)へ提出して下さい。なお、必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがあります。また、提出書類等の返却はいたしません。郵送で提出する場合は、封筒に赤字で「観光地域ブランド確立支援事業応募書在中」と記入して下さい。

### (4) 申請

2.により補助対象案件として決定された場合、応募を行った補助対象事業者は、別途、観光地域ブランド確立支援事業交付要綱に基づく補助金の交付に係る申請手続きを行うことができます。国土交通省(観光庁)は、この申請者に対して交付決定を行います。

(5) 公表

原則として、補助対象に決定した案件となった場合には、事業者名、事業内容等を公表します。

(6) その他

予算等の都合により、希望補助金額を減額した補助対象案件とする場合があります。

5. 補助対象事業者の義務

本制度の交付を受けた場合は、以下の内容を遵守しなければなりません。

- (1) 交付決定を受けた補助対象事業者は、補助金の執行に係る全ての責任を負うことになり、補助事業経費の適正な処理や採択された補助事業を遂行する等の義務が生じます。
- (2) 交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分（各省庁の長の定める軽微な変更を除く。）若しくは内容を変更しようとする場合は事前に承認を受けなければなりません。また、補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合も、国土交通大臣へ申請しなければなりません。
- (3) 補助事業を完了したとき又は中止並びに廃止の承認を受けたときは、その日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに完了実績報告書を提出しなければなりません。
- (4) 補助事業により取得した機械等の財産又は効用の増加した財産については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。（他の用途への使用はできません。）  
補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して大臣が定める期間以前に当該財産を処分等する必要があるときは、事前に国土交通大臣の承認を受けなければなりません。  
また、当該財産を処分したことによって得た収入の一部は国に納付しなければなりません。（納付額は、補助金額が限度です。）
- (5) 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

6. 財産の帰属等

補助事業を実施することにより財産権が発生した場合は、その権利は補助対象事業者に帰属します。

7. その他

- (1) 補助金の支払いについては、通常は翌年度4月10日までに完了実績報告書の提出を受け、補助金の額の確定後の精算払いとなります。
- (2) 補助事業の進捗状況確認のため、管轄する地方運輸局等が実地検査に入ることがあります。
- (3) 補助事業実施中または終了後、会計検査院等が実地検査に入ることがあります。  
補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」等に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告など）をした場合には、補助金の交付取消・返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。

提出書類
<p>① 観光地域ブランド確立支援事業応募書</p> <p>② その他必要とする書類</p> <p>【提出部数】 正 1 部（観光庁）、写し 1 部（地方運輸局等）、写し 1 部（応募者控え）合計 3 部</p> <p>【注意事項】 用紙サイズは、原則として A 4 で統一し、両面印刷で、左側に縦 2 穴で穴を開け、左上 1 箇所 ホチキス止めしてください。</p>

応 募 書 受 付 先

名称及び担当課（* 管轄都道府県）	所在地	電話
北海道運輸局 企画観光部 観光地域振興課  * 北海道	〒060-0042 札幌市中央区大通西 10 丁目 （札幌第 2 合同庁舎）	011-290-2722
東北運輸局 企画観光部 観光地域振興課  * 青森、岩手、宮城、秋田、山形、 福島	〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町 1 （仙台第 4 合同庁舎）	022-380-1001
関東運輸局 企画観光部 観光地域振興課  * 茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、 東京、神奈川、山梨	〒231-8433 横浜市中区北仲通 5-57 （横浜第 2 合同庁舎）	045-211-7265
北陸信越運輸局 企画観光部 観光地域振興課  * 新潟、長野、富山、石川	〒950-8537 新潟市中央区美咲町 1-2-1 （新潟美咲合同庁舎 2 号館）	025-285-9181
中部運輸局 企画観光部 観光地域振興課  * 愛知、静岡、岐阜、三重、福井	〒460-8528 名古屋市中区三の丸 2-2-1 （名古屋合同庁舎第 1 号館）	052-952-8009
近畿運輸局 企画観光部 観光地域振興課  * 大阪、京都、兵庫、奈良、滋賀、 和歌山	〒540-8558 大阪市中央区大手前 4-1-76 （大阪合同庁舎第 4 号館）	06-6949-6411
中国運輸局 企画観光部 観光地域振興課  * 広島、鳥取、島根、岡山、山口	〒730-8544 広島市中区上八丁堀 6-30 （広島合同庁舎 4 号館）	082-228-8701
四国運輸局 企画観光部 観光地域振興課  * 徳島、香川、愛媛、高知	〒760-0068 高松市松島町 1-17-33 （高松第 2 地方合同庁舎）	087-835-6357
九州運輸局 企画観光部 観光地域振興課  * 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、 宮崎、鹿児島	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 （福岡合同庁舎新館）	092-472-2920
沖縄総合事務局 運輸部 企画室  * 沖縄	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 （那覇第 2 地方合同庁舎）	098-866-1812